

森林環境税等の活用に向けた基本方針

下 関 市

第1 目的

温室効果ガス排出削減目標の達成や、頻発する甚大な自然災害の防止等、森林の有する公益的機能の重要性が高まる中、日本の森林の約4割を占める人工林においては、長引く木材価格の低迷や、森林所有者の高齢化・不在村化等が原因となり、整備が行き届かない状況となることが危惧されています。

このため国においては、適切な森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税(以下、「森林環境税等」という。)が創設されたところです。

平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえつつ、森林環境税等を活用することにより、間伐等による適切な森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等を、全国の市町村が主体となり実施することが期待されています。

本市においては、森林環境税等の有効活用によって、地域の課題に対応した効果的な取組を進め、その取組が市民に広く認知されるよう本方針を定めます。

第2 地域概況

本市は、三方を海に開かれ、九州や大陸との接点となる地理的条件から、陸・海の交通の要衝として古くから栄え、時代の変遷とともに商工業、港湾、農林水産業、観光都市として発展してきました。また、県内最大、中国地方有数の街として、中枢中核都市にも指定されています。

平成17年の旧下関市と旧豊浦郡4町(菊川、豊田、豊浦、豊北)との合併によって市域は拡大し、総面積約716km²と、広大な面積を有しています。

産業総生産額は約9,650億円(令和元年度)で、県総生産額の約15.3%を占め、県内第1位となっていますが、第一次産業は0.6%に過ぎず、第三次産業が73.2%と全産業の大部分を占めています。

旧下関市地域を中心に第三次産業の割合が高く、他の地域、とくに市域中央部に広がる中山間地域では、肥沃な農林地帯が広がり、第一次産業の割合が高くなっています。

第3 現状と課題

1 森林資源 …… 参考資料 参照

全国平均との比較では、全森林の「林野率(指数99)」は同レベル、「人工林率(指数90)」はやや下回る水準であるものの、「私有林の人工林面積(指数336)」は、全国平均の3倍を超える広さを有しており、スギ・ヒノキ人工林における木材生産活動が十分見込めます。

特に、市域中央部の内陸部(豊田、豊北南部、菊川北部地域)は、肥沃な森林地帯が広がり、資源量も豊富です。

2 森林環境税等

「森林環境税等額(指数317)」については、本市が広大な森林面積を有することを背景に、全国平均の3倍を超える額が譲与されることから、森林の有する公益的機能の発揮など、広く市民

に配慮した取組を検討する必要があります。

【参考資料】評価区分に基づく下関市の評価値

評価区分	評価項目等	単位	判定基準 ＝ 全国平均		下関市	
				指数		指数
森林資源量等 ※搬出間伐、主伐	林野率	%	66	100	66	99
	【参考】 私有林 人工林面積	ha	3,349	100	11,258	336
	人工林率	%	41	100	37	90
森林環境税等 ※除伐、間伐	単位面積当り 譲与税額	千円/ha	5,831	100	5.5	94
	【参考】 譲与税額	百万円	20	100	62	317

3 地形・地質

本市は、西に響灘～日本海、南に周防灘～瀬戸内海と三方が海に面しており、全国でも屈指の長さを誇る海岸線を有しています。この海岸部を中心に、花崗岩を基岩とする風化土壌が広く分布しており、山地災害が発生し易い特性を有しています。

4 温室効果ガス排出量削減

本市の温室効果ガス排出量が県全体の7.2%(平成30年度)を占めている中、「下関市地球温暖化対策実行計画」を策定し、各種の地球温暖化対策に取り組むとともに、「ゼロカーボンシティしものせき」を宣言し、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し「チームしものせき」として、市民や事業者等が一体となって挑戦しています。

第4 基本方針

森林環境税等の創設趣旨を踏まえ、以下方針を基本とします。

1 取組内容

前述「第3 現状と課題」を踏まえ、以下の内容に取り組めます。

(1) 森林整備の推進

市有林だけでなく、管理がなされていない私有林を含めたスギ・ヒノキ人工林における適正管理を進めることで、森林の有する公益的機能の発揮と、積極的な木材生産活動による林業の成長産業化に取り組む、森林環境の整備・充実を図ります。

ア 森林の有する公益的機能の発揮

ア) 山地災害防止機能の向上による「安全・安心環境の整備」

イ) 地球環境保全機能の向上による「脱炭素社会の実現」

イ 林業の成長産業化

利用期を迎えた人工林における循環サイクルの確立による地域経済の活性化

ウ 森林経営管理法に基づく私有林(人工林)の適正管理

森林経営管理法に基づき、適正な経営や管理ができていない私有林(人工林)の所有者の意向を受け、市及び意欲と能力のある森林経営者が経営管理を実施する森林経営管理システムを構築し、森林保全と地域林業の振興を図ります。

(2) 人材育成・担い手の確保

森林の適正管理を着実に実施するため、現場での安全教育や各種資格取得に要する費用等を支援することで、担い手の確保・育成に努めます。

また、安定事業量の確保による計画的な森林整備を推進し、雇用の安定化や低コスト生産体制の整備を図ることで、地域林業の中核となる林業経営体を育成します。

(3) 木材の利用促進

多くの市民が集う公共施設等の木造化・木質化の促進や、市内産材を使用した木工品等の利用を促進することにより、木材と触れ合う機会を創出し、その良さを体感してもらうことで、木材の地産・地消機運の醸成を図ります。

(4) 普及啓発

森林が有する公益的機能の発揮に必要な森林整備について、広く理解を深めるために、市民を対象とした森林・林業体験学習等に取り組めます。また、普及啓発拠点施設の機能強化や利便性の向上、整備等を行い一層の普及啓発に取り組めます。

2 税の執行方針

(1) 森林環境税等は、国民に新たな税負担を求めることに鑑み、取組効果が期待できる施策への充当を基本とします。

(2) 市民への森林環境税等の活用に関する説明責任を果たす観点から、その用途を公表します。

《参考 1》森林環境譲与税の交付額の推移について

単位:千円

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年～
単年度額	29,106	61,852	59,263	77,319	79,094	97,070
累計額	-	90,958	150,221	227,540	306,634	403,704

※見込み額含む

《参考2》「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年4月1日施行)」

【第34条第1項】(森林環境譲与税の用途)

・市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

1 森林の整備に関する施策

2 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用(脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第2条第3項に規定する木材の利用をいう。)の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

第5 その他

本方針は、法改正や取組の進捗状況、情勢変化等に応じて、随時見直します。